第４号様式

申請要件についての確認書

　　　　年　　月　　日

香川県知事　殿

（団　 体　 名）

（代表者職氏名）

当団体は、香川県特定非営利活動促進基金運営要綱（以下「要綱」という。）第14条各号に規定する下記の要件のいずれにも該当することを確認しました。

なお、これらの要件について県において疑義がある場合は、別途、必要な報告をいたします。

記

１　特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に定める特定非営利活動法人であって、原則として、その設立の日以後２年を経過しているもの（注１）

　（法人設立年月；　　　年　　　月、活動開始年月；　　　年　　　月）

２　主たる事務所の所在地が県内であること。

３　原則として、主たる活動を行う区域が県内にあること。（注２）

４　法第29条第１項（事業報告書等の提出）の規定を遵守し、かつ、その事業報告書等が適正に作成されていること。（注３）

５　事業を行うに当たり、その団体の役員、社員等に対し特別の利益を与えていないこと。

６　営利を目的とする個人若しくは団体又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行っていないこと。

７　営利を目的とする同一の団体の役員、社員等である役員の合計数が役員の総数の３分の１を超えていないこと。

８　法第２条第２項第２号イ及びロに規定する宗教活動及び政治活動のいずれも行っていないこと。（注４）

９　法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

（注１）法人設立後２年に満たない団体であっても、任意団体として活発なＮＰＯ活動を開始した日以後２年を経過している場合は要件を満たします。

（注２）支援先が県外の地域であっても、活動拠点が県内にあり、県内における公益の増進に寄与するＮＰＯ活動を行っている場合は要件を満たします。

（注３）要綱の施行の日（平成20年２月１日）以後に行う事業報告書等の提出について適用します。

（注４）法では「主たる目的としないこと」が要件ですが、この制度では、一切行わないことを要件とします。